

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、本日付けで下記のとおり行政処分を行いましたので報告いたします。

記

1 対象事業者等

運営法人 オライエ 株式会社Oraie da Mamazame（代表取締役 古屋 宰）
法人所在地 オライエ 秋田市泉北四丁目17番26号
対象事業所 Oraie
対象サービス 就労継続支援B型（定員20名）

2 処分内容

指定の取消し（令和6年6月1日付け取消し）

3 処分理由

- 1 人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）
常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員を配置する必要があるにもかかわらず、令和5年12月および令和6年1月に配置していなかった。
- 2 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
 - (1) 令和5年2月から同年9月までの間、全利用者に係る就労継続支援A型計画および就労継続支援B型計画（以下「個別支援計画」という。）が作成されておらず、サービス管理責任者が行うべき業務である、個別支援計画の作成、利用者との面接や個別支援計画の作成に係る会議の記録およびモニタリングの実施が行われていなかった。
 - (2) 職員の令和4年11月から令和5年9月までの出退記録、同年2月から同年9月までのサービス提供記録といった給付費の請求の根拠となる諸記録が適切に作成又は保存されておらず、職員の配置、サービス提供内容および利用実績が確認できない状態だった。
- 3 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
 - (1) 令和5年2月分から同年7月分の給付費について、全利用者に係る個別支援計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わずに本市に給付費を請求していた。
 - (2) 利用者へサービスを提供した記録を作成せず、利用実績が確認できない状態で本市に給付費を請求していた。
- 4 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）
施設外就労実施報告書において、実際には配置していない職員を配置していたものとして記載した。また、実際には勤務していない者について勤務し

たものとしてタイムカードを偽造した。

- 5 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号）
 - (1) 令和5年2月から同年9月までの間、個別支援計画が作成されないまま支援が行われていた。また、個別支援計画の作成に当たり本来作成されるべき諸記録が作成されていなかった。
 - (2) 令和5年10月2日に実施した実地指導でタイムカードの偽造が確認され、勤務実績を正しく記録するよう本市から指導されたにもかかわらず、令和5年12月21日に実際には勤務していない職員を常勤で配置しているものとして不正に届出を行った。
- 6 給付費の返還（障害者総合支援法第8条第2項）

令和5年2月から同年7月までの間、個別支援計画を作成していないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を行わずに給付費を受給していた。

4 返還請求額

不正請求額について返還を求めるとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項の規定に基づき、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算金の支払いを求める。

返還額	329万7,201円
うち不正請求額	235万5,144円
加算金額	94万2,057円